【参考】私立学校法改正（令和７年４月１日施行）に係る対応チェックリスト

* あくまでも参考用として主なポイントを示すものであり、改正法の対応事項を全て網羅したものではないことにご留意願います。

１．理事・理事会に関するチェックポイント

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | 理事の定数は適切か。（５人以上） | 法18Ⅲ |
| □ | 理事の任期は適切か。（４年以内） | 法32Ⅰ |
| □ | 理事に欠格事由はないか。 | 法31ⅠⅡ |
| □ | 理事は監事・評議員を兼ねていないか。（兼職禁止） | 法31Ⅲ |
| □ | 理事には設置する学校の校長を含んでいるか。 | 法31Ⅳ① |
| □ | 外部理事を含んでいるか。（大臣所轄法人等は２人以上） | 法31Ⅳ②法146Ⅰ |
| □ | 他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有していないか。（配偶者、３親等以内の親族など） | 法31Ⅵ |
| □ | 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1/3を超えていないか。 | 法31Ⅶ |
| □ | 理事選任機関を設置しているか。（評議員会が担う場合のほか、新たに第三者機関を設ける場合など） | 法29 |
| □ | 理事の選解任手続きは適切か。（理事選任機関による選解任、評議員会の意見聴取） | 法30ⅠⅡ法33ⅠⅡ |
| □ | 理事長を置いているか。（理事会が選定） | 法37Ⅰ |
| □ | 理事長は理事会へ年２回以上、職務執行状況を報告しているか。（大臣所轄法人等は４回以上） | 法39Ⅰ法146Ⅱ |
| □ | 理事会の招集手続きは適切か。（理事会の１週間前までに理事・監事へ通知を発出 ※全員の同意がある時は不要） | 法44Ⅰ |
| □ | 理事会の議決は適切か。（議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。（※寄附行為の変更は議決に加わることができる理事の2/3以上の賛成が必要） | 法42Ⅰ法42Ⅱ① |

２．監事に関するチェックポイント

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | 監事の定数は適切か。（２人以上） | 法18Ⅲ |
| □ | 監事の任期は適切か。（６年以内） | 法47Ⅰ |
| □ | 監事に欠格事由はないか。 | 法46Ⅰ |
| □ | 監事は理事、評議員、学校法人の職員、子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員を兼ねていないか。（兼職禁止） | 法31Ⅲ法46Ⅱ |
| □ | １人以上の理事、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有していないか。（配偶者、３親等以内の親族など） | 法46Ⅲ |
| □ | 監事の選解任手続きは適切か。（評議員会の決議 ※理事による監事の選任議案の提出には監事の過半数の同意が必要） | 法45Ⅰ法48Ｉ法49Ⅰ |

３．評議員・評議員会に関するチェックポイント

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | 評議員の定数は適切か。（理事を超える数） | 法18Ⅲ |
| □ | 評議員の任期は適切か。（６年以内） | 法63Ⅰ |
| □ | 評議員に欠格事由はないか。 | 法62ⅠⅡ |
| □ | 評議員には職員、25歳以上の卒業生を含んでいるか。 | 法62Ⅲ |
| □ | 他の２人以上の評議員と特別利害関係を有していないか。（配偶者、３親等以内の親族など） | 法62Ⅳ |
| □ | 職員である評議員が評議員総数の1/3を超えていないか。 | 法62Ⅴ① |
| □ | 理事又は理事会が選任する評議員が評議員総数の1/2を超えていないか。 | 法62Ⅴ② |
| □ | 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人役職員である評議員の数は、評議員総数の1/6を超えていないか。 | 法62Ⅴ③ |
| □ | 評議員の選解任手続きは適切か。（寄附行為の定めるところによる） | 法61Ⅰ法64 |
| □ | 定時評議員会は、毎会計年度終了後、一定の時期に招集しているか。 | 法69Ⅰ |
| □ | 評議員会の招集手続きは適切か。（理事が招集。評議員会の１週間前までに評議員へ通知を発出 ※全員の同意がある時は不要） | 法70ⅠⅣ法74 |
| □ | 評議員会の議決は適切か。（議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。） | 法76Ⅰ |

４．その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | 会計監査人を設置しているか。（大臣所轄法人等は必置、その他の法人は任意） | 法144Ⅰ |
| □ | 内部統制システムは整備しているか。（大臣所轄法人等は必置、その他の法人は任意） | 法148Ⅰ |
| □ | 事業に関する中期的な計画を作成しているか。（大臣所轄法人等は義務、その他の法人は任意） | 法148Ⅱ |
| □ | 学校法人会計基準従って、適切に会計処理を行っているか。 | 法101 |
| □ | 計算書類等は、毎会計年度終了後３か月以内に作成しているか。 | 法103Ⅱ |
| □ | 寄附行為の内容、計算書類等の公表を適切に行っているか。（大臣所轄法人等はインターネット等による公表義務、その他の法人は努力義務） | 法137法151 |